

# 平成30年度 学校経営方針

京都市立修学院第二小学校

## 修学院中学校ブロック「目指す子ども像」

★正しい市民感覚を持った市民を育てる。

○将来の展望を持ち、「自分らしく生きる」ことのできる子ども（主体性）

○人や自然を大切にし、他と「共に生きる」ことのできる子ども（社会性）

（平成29年度「修学院中学校ブロックの小中一貫教育構想図」より）



確かな学力を身につけ、心豊かに、健康でたくましく行動し、  
自分の将来を切り拓いていくことのできる子どもの育成

### <今年度の取組の重点>

- 1 「キャリア教育」を更に進める。
- 2 新学習指導要領への移行措置を円滑に進める。
- 3 授業の年間計画の確実な実施と45分の授業でやり切るための指導力の向上。
- 4 小中一貫教育を更に推進する。特に、上記修学院中学校ブロック「目指す子ども像」を実現するために、小中9年間の連続した学びを開発し実施する。

### <めざす子ども像>

- 自ら学習に向かうことのできる子ども
- 自分の考えや気持ちを表現できる子ども
- 自分や人の良さを発見し、共に大切にできる子ども
- 人の話を最後までしっかり聴くことのできる子ども
- 進んで健康的な生活を送る子ども
- 進んで社会や学校のきまりを守る子ども

### <めざす教職員像>

- 教育者としての使命感と自覚を持ち、豊かな愛情と高い専門性で一人一人の子どもを大切にし、より良い方向へ導く教職員
- お互いの人権を尊重し、互いに支え合い、共に伸びていこうとする教職員
- 組織の一員としての自覚を持ち、積極的に学校運営に参画する意識を持った教職員
- 子どもの命を守りきる教職員
- 子どもや保護者・地域の人から信頼される教職員

### <めざす学校像>

- 明日の登校を待ちのぞむ学校
- 誰もが認められ、安心して生活できる学校
- 子どもにとって信頼できる、大好きな教職員がいる学校
- 保護者・地域に信頼され、子どものために共済できる学校
- 常に教育環境の整備を点検し、改善していく学校

## 『学校教育目標の具現化に向けた取組の柱』

### ★「確かな学力を身につけ…」(確かな学力)・・・自己肯定感を高め、自ら学び、

#### 自ら考える授業の創造

##### ◇学習指導の充実

- ・「めあて」を明確にして見通しを持って学習し、子どもたちがどのような力を獲得したのかを明らかにした授業の構築（めあてに応じたまとめと振り返りを行い、子ども自身の主体的な学びとなるようにする。）
- ・一時間の中に意図的に対話的な学びを取り入れ、子どもたちが主体的に学び、確かな学力を身につける授業の構築
- ・45分の授業時間を保障し、その中で指導しきる授業の構築
- ・図書館の教育ステーションとしての機能の充実
- ・LD等支援の必要な子どもの学力向上
- ・外国語活動・英語活動の充実(ALTとの積極的な連携の推進)

1.2年生	英語活動 12時間程度	英語との素敵な出会い
3.4年生	外国語活動 35時間	英語で話す・聞くことの楽しさ
5.6年生	外国語活動 70時間	文字の獲得も含む

##### ◇子どもが主体的に取り組める家庭学習の工夫・改善（家庭学習の手引き等の活用）

- ・家庭学習の習慣化を図り、各学年に応じた家庭学習の実施（自主学習の習慣化）

### ★「心豊かに…」(豊かな心)・・・人権教育・道徳教育の推進・充実

#### ◇「いじめ」を許さない集団作りの推進

- ・一人一人の人権が大切にされる学級経営、学習規律の確立
- ・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の徹底
- ・「修二っ子タイム」等、未然防止に向けての取組の充実
- ・本校「修二いじめ防止基本方針」の共通理解と徹底

#### ◇人権学習の一層の充実

- ・自尊感情を育み、他人を思いやる心、共生の心の育成（「花」等の取組）

#### ◇道徳教育の推進・充実・・・道徳教育推進教師を中心とする指導力の向上

- ・全体計画および別様に基づく、学校教育のあらゆる教科等で道徳教育を推進する。

#### ◇規範意識・道徳的実践力の向上と定着（あらゆる教育活動を通じて）

- ・相手を大切にする言葉遣い・あいさつ、きまりを守る意識の高揚

#### ◇支援を必要とする子どもへの全校的な指導体制の徹底

- ・全教職員の子ども理解、課題の共有の徹底
- ・保護者、スクールカウンセラー、関係機関との連携

#### ◇子どもの背景まで踏みこんだ子ども理解と指導の徹底決められた

- ・子どもと向き合う大切な時間の確保（見通しをもった指導計画による時間確保）

### ★「健康でたくましく行動し…」(健やかな体)

#### ◇進んで体を動かすことが大好きな子どもづくりの推進（体力の向上）

- ・運動・スポーツの楽しさや喜びを味わえる体育指導・体育的行事の工夫・改善

#### ◇保健教育の充実

- ・基本的生活習慣の確立（はやね・はやおき・朝ごはん 等）
- ・生活実態調査を活用した児童の実態把握・取組の推進

◇食に関する指導の充実

- ・心身の健康の保持増進をめざすための子どもの食生活実態の把握
- ・食に関わる人々と食物への感謝の心の育成
- ・食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づく適切な対応

◇安全教育の充実

- ・危険を予測し、適切に行動できる力の育成（生活安全・交通安全・災害安全）

◇防災教育・防災管理の充実

- ・危機管理マニュアルに基づく訓練の充実  
(主体的に行動する態度の育成・支援者意識の向上)

**★ 「自分の将来を切り拓く…」**

- ・「社会的、職業的自立」を果たし、「自分の将来を切り拓く」ことのできる子どもを育てるためにそれぞれの学年でつけるべき力は何なのかを明確にし、目指すべき子ども像を設定し、その実現のために必要な教育活動を計画、推進する。
- ・特に、「生活科」「総合的な学習の時間」のカリキュラムを確立し、各教科等で実践すべきことを明確にして実践を進める。

**★ 地域ぐるみの教育の推進(家庭・地域との共渉)**

◇「学校だより」「学年・学級だより」「ホームページ」等による学校・学級の取組等の情報発信の推進

◇家庭・地域との協働体制の充実と推進

- ・学校運営協議会推進部会との連携
- ・教育支援ボランティアの推進
- ・コミュニティ・ティーチャーの計画的導入や地域行事への積極的な参加
- ・課外活動の充実や地域スポーツ活動との連携
- ・保幼小中連携の取組の推進

◇学校評価システムを生かした運営の推進

- ・学校教育目標等の達成状況把握のための学校評価の工夫と活用

<参考>

**教育基本法 第1条**

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

**平成30年度京都市「学校教育の重点」～京都市の目指す子ども像～**

伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども

－3つの姿－

○京都が育んできた伝統と文化に立脚し、広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造する子ども

○学校教育をはじめ様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たす子ども

○多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となる子ども